

一般社団法人 日本血管撮影・インターベンション専門診療放射線技師認定機構
諸規約・諸規定

(平成 26 年 3 月 1 日制定)

資格認定更新規定

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規定は、定款第 3 条、第 4 条に基づき資格認定更新に関することを定める。

第 2 章 細 則

(血管撮影・インターベンション専門診療放射線技師の有効期間)

第 2 条 血管撮影・インターベンション専門診療放射線技師の有効期間は 5 年とする。
以後は第 4 条で定める更新手続きを要する。

(更新資格)

第 3 条 更新のための認定を申請する者は、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 更新申請時において、血管撮影・インターベンション専門診療放射線技師であること。
- (2) 過去 5 年間にインターベンション 100 症例以上の経験を有すること。
- (3) 更新申請時、過去 5 年間に、別表 1 に示す単位表から 30 単位を取得していること。
- (4) 更新申請時において、過去 5 年間に構成団体のいずれかの全国規模の学術大会に 1 回以上出席していること。
- (5) 過去 5 年間に本機構が主催する認定講習会またはセミナーを 1 回以上受講していること
- (6) 資格取得後に傷病、妊娠、出産、育児、海外留学、担当配置換え等の事情により、資格更新に必要な単位の取得やインターベンションの症例数の維持が困難な場合には、更新時に別紙 1 の届け出により 2 年間を限度とし、その期間を認定後経過期間から減ずることができ。認定期間の延長希望の申請に費用はかからない。
- (7) やむをえない理由により所定期間内に更新を行えなかった場合には、更新時期の延期を書面で申請できる。個々の案件については認定委員会で審議し、理事会の承認を得るものとする。

(更新書類)

第 4 条 血管撮影・インターベンション専門診療放射線技師の更新をする者は、下記の書類に更新認定料を添え本機構に提出する。

- (1) 更新申請書 (様式 10)

- (2) 経験症例一覧表 (様式 4)
 - (3) 経験症例証明書 (様式 5)
 - (4) 単位取得証明書 (様式 6-1~6-8)
 - 出席の場合：学術大会、研究会、講習会等への出席証明書またはネームカードの写しを添付すること。
 - 発表・講演の場合：学会発表プログラム、予稿集など（学術集会名、日時が明確に分かるもの）の写しを添付すること。
 - 論文・著書の場合：論文、著書の内容等が明記（サマリーや目次など）されている写しを添付すること。
- なお、発表・論文等は血管撮影、IVR に関連する内容であること（CTA、MRA 等の血管撮影に関連する内容は可とする）。
- (5) 血管撮影用 X 線装置の日常点検表 1 月分の写し。
 - (6) IVR 基準点での線量率測定結果 (様式 7-1、7-2)
 - (7) 過去 5 年間に本機構が主催する認定講習会またはセミナーの受講証明書の写し。
- (5)~(6)については別紙 2 で詳細を確認すること。

(更新審査)

第 5 条 資格の更新は、次に定める基準に従って審査する。

- (1) 本機構理事会は申請書類に基づく審査を行い、所定の基準を満たす者につき血管撮影・インターベンション専門診療放射線技師の更新を認める。
- (2) 第 3 条(1)、(3)、(4)、(5)の条件を満たし、本機構の運営に多大な貢献があった者に対しては書面（別紙 3）で申請し、理事長が理事会へ推薦し、理事会の承認を得て特別専門技師として更新を認める。

(更新認定費用)

第 6 条 更新認定料は 5,000 円とする。

付 則

- 1. この規定は理事会の議決により改訂することができる。
- 2. この規定は平成 26 年 3 月 1 日より施行する。

付 則

この規定は平成 27 年 9 月 1 日より施行する。

別表 1

認定・更新単位表

事 項		単位数
本機構主催の講習会		
	講演(筆頭者)	10
	出席	10
本機構を構成する団体主催の講習会		
	講演(筆頭者)	5
	出席	3
本機構が認定した講習会		
	講演(筆頭者)	5
	出席(4時間以上の講習会等)	2
	出席(4時間未満の講習会等)	1
本機構を構成する団体主催の全国大会		
	出席	4
	発表(筆頭者)	3
	発表(共同研究者)	1
	講演(筆頭者)	5
	シンポジスト(筆頭者)	4
本機構を構成する団体主催の地方大会		
	出席	2
	発表(筆頭者)	2
	発表(共同研究者)	1
	講演(筆頭者)	5
	シンポジスト(筆頭者)	4
本機構が認定した関連学会の学術大会		
	出席	2
	発表(筆頭者)	2
	発表(共同研究者)	1
	講演(筆頭者)	5
	シンポジスト(筆頭者)	4
本機構が認定した研究会		
	出席	1
	発表(筆頭者)	2
	発表(共同研究者)	1
	講演(筆頭者)	5
	シンポジスト(筆頭者)	4
海外の学会		
	出席	2
	発表(筆頭者)	4
	発表(共同研究者)	2
	講演(筆頭者)	5
	シンポジスト(筆頭者)	4
本機構構成団体学会雑誌への投稿論文		
	筆頭著者	12
	共同研究者	6
その他の学会雑誌、学術誌		
	筆頭著者	6
	共同研究者	3
海外学術誌		
	筆頭著者	15
	共同研究者	10
著書		
	単著、共著、分担執筆	10
その他		機構で決定

講習会出席とその時の講演の単位は合算できない

専門技師認定期間の延長希望

日本血管撮影・インターベンション専門診療放射線技師の更新時に資格認定更新規定第 3 条（6）による届け出により専門技師の認定期間の延長を希望します。

申請日：

認定番号：

氏 名：

届け出理由：

不足種別：単位数 症例数 （その他： ）

延長は 2 年間を限度とし、その期間を認定後経過期間から減ずる処置を行う

安全管理および品質管理に関する測定データ

資格更新の申請の際には、以下の測定記録を提出する。なお、血管撮影用 X 線装置を複数所有する施設においては全ての装置のデータを提出する。

1. 血管撮影用 X 線装置の品質管理に関する記録

- (1) 日常点検記録 1 月分の写し。
- (2) 過去 1 年間の定期点検実施記録（メーカーの点検結果でも可）の写し。

2. IVR 基準点での線量率測定データ

- (1) 医療放射線防護連絡協議会『IVR に伴う放射線皮膚障害の防止に関するガイドライン』の“IVR における患者皮膚線量の測定マニュアル”を参考にして、透視・撮影時における IVR 基準点での線量率を測定し、その測定データを提出する。
- (2) 測定結果および測定条件は「様式 7-1、7-2」に記入して提出する。
- (3) 線量計の校正結果の写し。

3. X 線装置の総濾過、付加フィルタについて

「様式 7-1、7-2」での総濾過、付加フィルタの記入方法を示す。

- (1) 総濾過とは X 線管装置の固有濾過と X 線可動絞りの羽野や装置が自動で挿入するフィルタなどを含む付加濾過の合計を記載下さい。
例、3.2 mmAl+0.2 mmCu+1.0 mmAl、2.6 mmAl+0.06 mmTa など
- (2) 付加フィルタとは各施設で独自に装置へ装着しているフィルタの材質や厚さを記載ください。
例、0.1 mmCu+1.0 mmAl

特別専門技師としての更新希望

日本血管撮影・インターベンション専門診療放射線技師の更新時に資格認定更新規定第5条（2）の特別専門技師としての更新を希望します。

申請日：

認定番号：

氏 名：